

四日市市建設工事等の競争入札における最低制限価格制度運用要領の一部改正について

総務部調達契約課
上下水道局総務課

1 改正の背景

- (1) 令和4年3月4日付けで中央公共工事契約制度運用連絡協議会において、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」(以下、中央公契連モデル)のうち一般管理費等に係る部分の見直しが行われ、同年2月24日付けで、国土交通省においても同様の見直しが行われた。また、三重県においても、国交省の見直しの趣旨を踏まえ、最低制限価格及び調査基準価格の算定式の見直しを行っており、工事では、県独自として、一般管理費に乗じる算入率を中央公契連モデルよりも高い水準に引き上げている。これらのことに伴い、本市の最低制限価格及び調査基準価格についても、算定式は三重県に倣い、一般管理費に乗じる算入率は中央公契連モデルに倣った内容で改正を行う。
- (2) 三重県において、測量調査設計業務の権利調査の最低制限価格の算定方法が「用地調査業務」から「測量業務」に変更になっているため、三重県に準じて改正を行う。

2 改正の内容

- (1) 別表の建設工事の一般管理費に乗じる算入率を0.68に引き上げ
- (2) 別表の測量調査設計業務中、①「測量業務」を「測量業務(権利調査を含む)」に、②及び③「設計業務・用地調査業務(権利調査を含む)・工損調査業務」を「設計業務・用地調査等業務」に修正

3 施行期日

令和5年4月1日

※同日以降に公告する工事等に適用する。